

令和３年３月１９日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和2年度北塩原村農業委員会総会（令和3年3月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和3年3月19日（金）午後1時30分～2時23分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	出
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	柏谷孝雄	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名全員出席。

4. 欠席委員

なし

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 報告事項
 - ・農地法第18条の規定による合意解約について
- 第5 協議事項
 - ・令和3年度北塩原村農作業料金協定表（案）について
- 第6 提出議案
 - 議案第1号
 - 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
 - ・番号1～5番 賃借権設定
- 第7 その他
 - ・令和3年度北塩原村農業委員会定例総会年間日程について
 - ・令和3年度農業委員会及び農林課当初予算主要事業概要について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也
事務局 班 長 渡 部 達 也
事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和2年度北塩原村農業委員会定例総会3月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

（挨拶）

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。只今の出席委員は農業委員7名中7名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、1番、小椋隆子委員、2番、中川博之委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、2月19日、北塩原村農作業賃金協定会議をこちらの集会室1・2で開催しまして、農作業賃金協定会議員、事務局長、事務局が出席しております。2番、2月25日、令和2年度第2回喜多方地方農地中間管理事業推進連絡調整会議が喜多方合同庁舎で開催されまして、事務局が出席しております。3番、2月26日、令和2年度会津若松地方農業委員会連合会研修会、喜多方プラザ文化センターで開催されまして、農業委員3名、推進委員3名、事務局が出席いたします。4番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会3月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、4月20日、北塩原村農業委員会総会4月定例会を集会室1・2で開催いたします。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは報告事項に入ります。農地法第18条の規定による合意解約について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページから4ページをご覧ください。報告事項、農地法第18条の規定による合意解約について説明いたします。こちらの件については、平成30年3月20日に開催された農業委員会総会において、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画について承認され、同月22日付けで公告された件でございます。貸し手は大塩字〇〇の〇〇〇さん。借り手は大塩字〇〇の〇〇〇さん。利用権（賃借権）の合意による全部解約となります。解約に至った理由としましては、貸し手・借り手双方で話し合いが行われ合意がなされたので、今回解約をするということでございます。なお、解約された農地につきましては、〇〇〇の〇〇〇さんが借り受けて耕作をする予定となっているとのことで、今後申請があがってくると思われます。以上、農地法第18条の規定による合意解約について朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、農地法第18条の規定による合意解約について終了いたします。

○議長

それでは、協議事項に入ります。令和3年度北塩原村農作業料金協定表（案）について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の5ページをご覧ください。協議事項、令和3年度北塩原村農作業料金協定表（案）について説明いたします。こちらについては、先月の19日に開催しました北塩原村農作業賃金協定会議において協議し、協定会議の意見として決定された来年度の農作業標準賃金等について、協議及び検討を行うものでございます。次の6ページ、A3版の農作業料金協定表（案）をご覧ください。まずは農作業標準賃金についてでございますが、令和2度から据え置きとなっております変更点はございません。近隣市町村の喜多方市、猪苗代町、磐梯町でも令和2年度から据え置きとしておりますので、当村におきましても据え置きのままでいいだろうということになりました。続いて下の北塩原村賃借料情報についてでございますが、こちらは令和2年度から変更となっております。変更となったのはそれぞれの地区の田んぼの金額で北山地区が18,000円から16,000円に、関屋・樟地区が14,000円

から12,000円に、大塩地区が5,000円から4,000円となりました。畑については、変更ありません。なおこの情報は、今後の貸し借りに係る賃借料のあくまで目安として提供するものであり、実際に農地の貸し借りが行われる場合には、米価の推移や生産費、農地の形状などを考慮し、当事者間でよく話し合っただけで決めることとなります。以上で、令和3年度北塩原村農作業料金協定表(案)について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。原案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の(案)については、消していただきたいと思います。以上で、令和3年度北塩原村農作業料金協定表について終了するとともに、協定表を全戸配布することとします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は5件ございます。それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の7ページをご覧ください。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。番号1番、こちらについては、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者(貸付人)の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者(借受人)の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇の土地が7筆、地目は7筆とも田、面積の合計は16,818㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は賃借権設定。権利の存続期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間。賃借料の額は年額で229,734円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星源嗣委員に確認していただきましたところ、許可相当といただ

いております。なお申請地位置図、申請箇所図につきましては、8ページから9ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますのでご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年3月19日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました私より調査結果について意見を申し上げます。

○7番、星源嗣委員

〇〇〇さん〇〇〇さん双方にこの前の日曜日、14日ですか、お邪魔しまして契約内容について確認して参りました。再設定ですので問題はないということですが、賃借料については令和3年度以降の金額の10アール当たり1万6千円で契約したいとのことでございました。特別問題はないので許可相当と判断しました。以上でございます。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

賃借料は1万6千円で計算しているんだ。

○議長

借主の〇〇〇さんはこの前の農作業賃金協定会議に出席してましたので、すぐ対応できたようです。

○3番、岩田多吉委員

タイミング良かったな。

○議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の10ページをご覧ください。議案第1号、2件目の利用権設定について説明いたします。番号2番、こちらについては再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、同じく〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇20番、地目は田、面積は1,989㎡の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間。賃借料の額は年額で27,168円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星源嗣委員に確認していただきましたところ許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては11ページから12ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年3月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号2番の利用権設定について、朗読と説明を終わります

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました私より調査結果について意見を申し上げます。

○7番、星源嗣委員

番号1番と同様に14日に〇〇〇さんの家に行って来ました。〇〇〇さんは留守でしたので、おふくろさんに話をしてきました。その後、〇〇〇さん家にも行って来ました。再設定であり、問題ないというふうに判断しました。よろしくお願いします。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。番号2番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の13ページをご覧ください。議案第1号、3件目の利用権設定について説明いたします。番号3番、こちらについては再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方は、同じく〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇118番3、地目は田、面積は902㎡、北山字〇〇119番、地目は田、面積は2,939㎡の2筆、面積の合計は3,841㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間。賃借料の額は年額で52,468円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、14ページから15ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年3月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号3番の利用権設定について、朗読と説明を終わります

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。14日に〇〇〇さんとお話をしてきました。再設定ですし、申請内容にも問題ないと思いますので、許可相当と認めます。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。議号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の16ページをご覧ください。議案第1号、4件目の利用権設定について説明いたします。番号4番、こちらについては新規設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方は、同じく〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇16番、地目は田、面積は2,992㎡、同じく〇〇17番、地目は田、面積は2,949㎡、同じく〇〇32番、地目は田、面積は2,937㎡、北山字〇〇71番1、地目は田、面積は2,988㎡の4筆、面積の合計は11,866㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間。賃借料の額は年額で162,094円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、17ページから19ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年3月19日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号3番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。これも同じく3月14日に〇〇〇さんに話を聞いて来ました。金額等もこれで間違いないということでしたので、許可相当と認めます。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

〇〇〇さんのところは農地これだけだっけ。

○5番、蓮沼喜久雄委員

いえ、半分残ってます。残り半分はまだ息子さんが耕作するそうです。

○議長

他にご意見、ご質問ありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号4番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号4番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

続いて、番号5番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の20ページをご覧ください。議案第1号、5件目の利用権設定について説明いたします。番号5番、こちらについては、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇104番、地目は田、面積は786㎡の1筆でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和3年4月1日から令和10年12月31日までの7年と9ヶ月間。賃借料の額は年額で14,148円でございます。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、21ページから22ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和3年3月19日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第1号、番号5番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。これも3月14日に確認してきました。22ページを見てもらうと分かるように○○さんの田んぼのすぐ隣りに○○○さんの田んぼがあるわけなんですけど、土手を作ったりすると面積が少なくなってしまうから一緒にやってもらいたいということで、前からやってもたっているそうです。金額等も間違いないということなので、許可相当と認めます。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号5番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしのとき)

○議長

ご異議なしと認めます。番号5番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他に移させていただきます。事務局より2点、来年度の農業委員会定例総会の年間日程と農業委員会及び農林課の当初予算主要事業の概要についての説明と、その他事務連絡がございますので、事務局説明をお願いします。

○事務局

(令和3年度北塩原村農業委員会定例総会年間日程について)

(令和3年度農業委員会及び農林課当初予算主要事業概要について)

(農業委員・推進委員年報酬について)

(農業委員・推進委員活動記録簿の提出について)

○事務局長

その他、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。
お疲れ様でした

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 1 番 _____ (印)

議事録署名委員 2 番 _____ (印)